

# 中国の商標審査審理指南について (審査編)



北京魏啓学法律事務所  
(中国知財法律事務所)

王艶  
中国弁護士・商標弁理士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績および経験を積んでいる。王艶氏は2007年に北京林達劉知識産権代理事務所に入所し、商標弁理士として商標業務全般を取り扱い、2019年から北京魏啓学法律事務所に入所し、弁護士として商標訴訟事件も担当している。

## 【概要】

2021年11月16日、中国国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査審理指南」（以下、「指南」）を公表した（2022年1月1日より施行）。「指南」は、上編および下編の2編から構成されており、上編「方式審査・事務作業編」は、現行の各種商標業務の方式審査基準および事務作業の規範化を目的に新設された内容で、下編「商標審査審理編」は2016年版の「商標審査及び審理基準」に基づいて改訂されたものである。本稿では、下編の「商標審査審理編」について紹介する。

「商標審査審理編」は、2016年版の「商標審査及び審理基準」と比べ、商標審査の基本原則がより一層明確にされているほか、関連法律条項の適用を詳細に説明しながら、典型的な実例も組み込んでいる。以下、改訂内容を中心に説明する。

## 【詳細内容の説明】

### 1. 総論

下編は、十九章から構成され、冒頭の第一章に、審査審理で適用する基本原則、実体審査の審査範囲および基本概念の説明等を記載した総論が新設されている点において以前の商標審査審理基準と相違する。

審査審理の基本原則では、信義誠実の原則、登録を主とし使用を補充とする原則、合法的先行権利の保護の原則、基準運用の一貫性と個別事案審査の原則および権利濫用防止の原則の、5つの原則が明文化された（指南 第一章 1）。審査および審理の範囲では、拒絶理由における「絶対的拒絶理由」および「相対的拒絶理由」の概念が明確化され（指南 第一章 2.1）、そして「商標の顕著な特徴」（指南 第一章 3.2）、「混同」（指南 第一章 3.5）、「商標の使用」および「不正手段と悪意」（指南 第一章 3.6 および 3.7）などの「商標法」における基本概念の意味が詳しく解説されている。

## 2. 使用を目的としない悪意のある商標登録出願の審査および審理

近年の商標局の動向をみると、不正/悪意的出願に対する取り締まりが重視され、健全な商標登録管理秩序の確立も課題として取上げられている。2019年の商標法改正では、第四条に「使用を目的としない悪意による商標登録出願」を拒絶するとの条文が追加され、今回の指南改訂では、当該条文に対する解釈が下編の第二章に記載された。

「商標法」第四条に定める「使用を目的としない悪意による商標登録出願」とは、出願人が生産経営活動の需要に基づかずに、大量に商標登録を出願し、真実の使用意思に欠け、不正に商標資源を占用し、商標登録の秩序を乱す行為をいう、と明確に記載されている。また、考慮すべき要素として、出願人の基本状況（出願人が所属する業界の特徴、経営範囲、経営資格など）、出願人の商標登録出願の数や区分の違いや提出時期の間隔などの全体状況、商標の具体的な構成、商標登録出願段階および商標登録を受けた後の出願人の行為、信用失墜記録（悪意ある商標の登録および侵害行為）、商標の実際の使用状況などが挙げられている。さらに、「使用を目的としない悪意のある商標登録出願」行為に該当する状況として「出願数が大量で、明らかに正常な経営に必要な量を超えた」、「他人の商標を大量に複製、模倣、盗用する」、「同一主体の一定の知名度又は比較的強い顕著性がある特定の商標を繰り返して登録出願する」、「行政区画の名称、山河の名称、観光地、建築物の名

称など同一または類似の標章を商標として大量に出願する」などの行為について、典型例とともに解説されている（指南 第二章 5 および 6）。

### 3. 商標としてはならない標識の審査および審理

下編の第三章では、「商標法」第10条の「商標としてはならない標識」の審査基準を充実させ、同条項の適用基準を部分的に調整した。

例えば、「商標法」第10条1項7号にいう「欺瞞性を帯びており、商品の品質等の特徴または産地について公衆に誤認を生じさせやすいもの」の具体的な適用状況を修正・補足し、「頭文字が「国」である標識」（指南 第三章 3.7.1.1）、「著名な人物の肖像と同一または類似する標識」（指南 第三章 3.7.2.6）、「知名度を有する教育機関、体育組織、環境保護組織、慈善組織などの組織名称、標章と同一または類似する標識」（指南 第三章 3.7.2.7）、「重要な試合、展示会、考古学的発見の名称、標章など同一または類似する標識」（指南 第三章 3.7.2.8）などの審査基準が追加された。

「商標法」第10条1項8号にいう「悪影響を及ぼすもの」の適用状況も修正・補足され、「党の重要な理論的成果、科学的方法による結論・判断、重要な政治論述、または国家戦略、国家政策、党と国家の重要な会議など同一または類似するもの」（指南 第三章 3.8.2.4）、「中国の突発公共事件の特有語彙と同一または類似するもの」（指南 第三章 3.8.3.8）、「烈士の氏名と同一または烈士の氏名を含むもの」（指南 第三章 3.8.3.10）などが10条1項8号にいう「悪影響を及ぼすもの」の適用状況として列挙された。また、規範ではない漢字からなる標識の審査基準・判断方法が細分化された（指南 第三章 3.8.3.3）。

### 4. 商標の顕著な特徴の審査および審理

下編の第四章では、「商標法」第11条の「商標の顕著な特徴」の審査基準を修正・補足した。以前の審査審理基準を充実し、顕著な特徴を解釈する文にある言葉、

例えば「品質」、「主要原料」、「機能」などの概念を明確にしたうえ、顕著な特徴が欠如する状況に該当することにより登録できない場合の判断基準を明確にした。また、「よく使われる祝福の言葉と日常用語」（指南 第四章 3.3.12）、「出願人（自然人を除く）の名称のみからなるもの」（指南 第四章 3.3.10）、「インターネット流行語および流行しているスタンプ」（指南 第四章 3.3.13）、「よく使われる標章記号」（指南 第四章 3.3.14）、「祭日の名称」（指南 第四章 3.3.15）、「格言や戒めの言葉」（指南 第四章 3.3.16）などを「その他の顕著な特徴に欠けるもの」として追加した。

商標の使用により獲得した顕著性の判断基準が「国内関連公衆の認知」から「関連公衆の認知」に変更されたこと、商標が独立した文字と独立したその他の要素からなり、文字部分が顕著性に欠ける場合、商標全体が顕著性欠如と認定すべきと明確に記載されたことが、大きな修正点として挙げられる（指南 第四章 3.4.1）。

## 5. 代理人および特定関係者による抜駆け登録の審査および審理

下編の第十一章および第十二章では、「商標法」第 15 条の代理人や特定関係者による抜駆け登録に関する規定が整備された。具体的には、商標審理基準（2016 年 12 月版）下編 二 7.3 の「被代理人又は被代表者がその登録出願行為を知りながら、合理的な時間内に異議を申立てない場合、代理人又は代表者は被代理人又は被代表者の権限を得たものとみなされる」という表現が削除された（指南 第十一章 6）。また、「先使用」の判定基準について、中国市場での使用または使用準備に関する要求が取り消され、特定関係者による悪意のある登録への取り締まりが強化された（指南 第十二章 4）。さらに、「その他の関係」に「商標出願人と先使用者の営業住所が近い」という関係が追加された（指南 第十二章 5.3）。

## 6. 「商標法」第 32 条に基づく審査および審理

「商標法」第 32 条には、「商標登録出願は、他人の既存の先行権利を侵害して



はならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜駆け登録してはならない。」と規定されている。下編の第十四章では、先行権利の定義を明確にし（指南 第十四章 2）、従来の特許権、著作権、意匠権、氏名権、肖像権に加えて、「地理的表示」（指南 第十四章 3.6）や「作品の名称、作品のキャラクター名称」（指南 第十四章 3.8）などを先行権利または先行利益として明確に追加した。また、「商号権」の適用基準を「類似」から「同一又は基本的に同じ」に変更し（指南 第十四章 3.1）、「意匠権」の適用要件に「許諾を得ずに」を追加し、基準を「同一・類似」から「混同を生じさせやすい」へと変更（指南 第十四章 3.3）するなど、細かい修正点が複数ある。

そして、「商標法」第32条後半の「既に使用されており一定の影響を有する商標を不正手段で先取る」の審査審理基準について、下編の第十五章において修正・補足が行われた。具体的には、「既に使用されており一定の影響を有する商標」に該当するか否かの判断基準において、「中国で既に使用されており」という要件が取消されたことにより、中国以外の国家・地域における使用による影響が中国にも及べば該当すると認められ得るという修正点が注目されている。また、商標として使用してはならない標識は、使用しても「既に使用されるとともに一定の影響がある商標」と認めてはならないことが明確にされた（指南 第十五章 4.1）。そして、商標が一定の影響を及ぼすか否かの判定時点が「係争商標出願日前」に変更され（指南 第十五章 4.3）、不正な手段に該当するかどうかを判断する際には、係争商標出願人と先行使用者の相談状況、親類関係、先行の未登録商標の知名度などを考慮すべきと記載された（指南 第十五章 5）。

## 7. 「商標法」第44条1項に基づく審査および審理

下編の第十六章では、商標法第44条1項「欺瞞的な手段またはその他不正手段で登録商標を取得する」の審査審理について、商標異議申立と不登録決定不服審判においても考慮要素とすることが追加された（指南 第十六章 3.2.3）。他方、同条項の濫用を回避するために、「商標法の他の条項を適用し、係争商標を拒絶、

無効宣告させることができる場合、第 44 条 1 項を適用しない。ただし、明白な悪意を有する場合を除く。」ことが適用の制限として記載された（指南 第十六章 3.2.4）。

## 8. 不使用取消の審査および審理

下編の第十七章では、登録商標の不使用取消案件の審査基準が改善された。電子商取引やインターネット取引における使用を商標の具体的な使用方式として追加し（指南 第十七章 5.3 および 5.4）、「その他商標権者の意思に背かない商標の使用者」が合法的な商標使用者として追加された（指南 第十七章 5.5）。また、商標の使用に係る判断において、類似商品の使用は指定商品の使用とされないが、下位概念や本質的に同一の商品の使用、中国国内で流通させずに輸出する行為が、指定商品の使用と判断されることが追加された（指南 第十七章 5.2）。

## 9. 審査意見書の適用

下編の第十九章では、審査官が出願人に説明または修正を要求する「審査意見書」について、商標登録出願の実体審査手続において審査官が実施できる内容を追加し、適用要件が 18 の項目に分けて詳しく記載された（指南 第十九章 3）。また、出願人が、法定期間内に補足証拠または補正書類を提供した場合、審査意見書に記載された発出日から、出願人が補足証拠または補正書類を提供した日までの期間については、商標審査期間に計上しないことが明確化された（指南 第十九章 2）。

### まとめ

「指南」は、商標法の改正および商標局の審査実務に基づいて、商標審査審理に関する実体的規範を加筆、削除、修正したもので、各章に審査内容の定義釈明、適用基準、指導事例を詳細に記載することで、商標の実体審査が詳細に規定され、商標審査側および商標出願/権利者側に明確な手引きが与えられたので、これからより健全な商標審査審理環境が築き上げられることが期待できると考える。

## 【ソース】

商標法（2019 年改正）（日本語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/  
20191101law\\_2\\_jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20191101law_2_jp.pdf)

「商標審査審理指南」公表（国家知識産権局公告第 462 号）

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art\\_74\\_171575.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html)

『「商標審査審理指南」に関する解説』公表

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/2/art\\_66\\_171840.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/2/art_66_171840.html)

「商標審査審理指南」（2021）（中国語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/202  
20101\\_3.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/2020101_3.pdf)

「商標審査審理指南」『下編 商標審査及び審理編』（日本語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220101\\_2.pd  
f](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220101_2.pdf)

商標審査及び審理基準（2016 年 12 月版）（日本語）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/201  
70105\\_1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170105_1.pdf)

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）